

～ 休業手当 忘れていませんか？ ～

こんな一言 従業員に言っていませんか？
「今日は、午後から休みにします。」
「明日から3日間 農作業もないので休みにします。」

会社の責任で労働者を休業させた場合には、労働者の最低限の生活の保障を図るため、会社は平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません。

労働基準法(昭和22年法律第49号)

第三章 賃金

(休業手当)

第二十六条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

上記規定に違反した場合は、労働基準法違反となり、30万円以下の罰金刑に処されることがあります。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項(第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条(第百条第三項において準用する場合を含む。)又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

休業手当とは？

会社側の都合によって労働者を休業させた場合に支給しなければならない手当です。
休業手当の支給金額を算出するには、基本給や各種手当などから賃金総額を求め、その上で平均賃金を計算します。
休業手当は、賃金として扱われるため所得税や社会保険料が発生します。

平均賃金とは？

※ 賃金締切日がある場合

- ① 原則
休業期間初日の直前の賃金締切日から遡る3か月間の「賃金総額」を「総日数」で除した賃金
 - ② 最低保障(日給、時給、出来高給の場合)
「賃金の締切日から遡る3か月間の賃金の総額」を「その期間中に労働した日数」で除した金額の60%
- ①と②を比較して、高い方が平均賃金となります。

計算方法など詳細は、お近くの社会保険労務士事務所等へ御相談ください。
雇用管理等御相談がある場合は、下記まで連絡をしてください。

出典:「知って役立つ労働法～働くときに必要になる基礎知識」(厚生労働省HP)



休業手当（平均賃金の60%以上）の計算方法

労働基準法第26条では、使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、使用者は、その休業期間中、**平均賃金の60%以上の休業手当**を労働者に支払わなければならないとされています。

※ 新型コロナウイルス感染症により事業の休止を余儀なくされた場合等であっても、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っ、休業中の手当の水準、休業日や休業時間の設定等について、労働者の不利益を回避する努力をお願いします。

平均賃金とは？

※ 賃金締切日がある場合

① 原則

休業期間初日の**直前の賃金締切日から遡る3か月間**の「賃金の総額※1」を「総日数※2」で除した賃金です。

$$\text{平均賃金額} = \frac{\text{直前3か月間の賃金の総額（総支給額）}}{\text{直前3か月間の総日数（総日数）}}$$

※1 「賃金の総額」とは、残業手当、住宅手当、通勤手当等の各種手当が含まれた税金等を控除する前の総支給額です。（臨時に支払われた賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金等は除きます。）

※2 「総日数」とは、所定労働日数ではなく、暦の日数です。



② 最低保障（日給・時給・出来高給の場合）

「賃金の締切日から遡る3か月間の賃金の総額」を「その期間中に労働した日数」で除した金額の60%

$$\text{最低保障額} = \frac{\text{直前3か月間の賃金の総額（総支給額）}}{\text{直前3か月間の労働日数}} \times 0.6$$

①と②を比較して、高い方が平均賃金になります。

休業手当の計算（例）

賃金支払日 毎月末締め翌月20日支払	期 間	総日数（日）	支払日	総支給額（円）
休業期間 4月10日～30日	1月1日～31日	31	2月20日	225,000
	2月1日～29日	29	3月20日	213,000
	3月1日～31日	31	4月20日	200,000
休業期間中の所定労働日数 14日間	合 計	91	—	638,000

平均賃金：638,000円 ÷ 91日 = 7010.98901円
⇒ 7010.98円（小数点第二位未満を切り捨て）

休業手当：平均賃金（7010.98円） × 60% × 休業日数（14日間） = 58892.232円
⇒ 58,892円以上（円未満の端数は四捨五入）

お問い合わせ等は、宮城労働局・県内各労働基準監督署へ

出典：休業手当の計算方法（大分労働局・労働基準監督署）



←こちらの2次元コードから確認できます。